

注意事項（参考資料）

1 事業対象者について

事業の対象者は、特定の属性の女性や女の子ではなく、困難や不安を抱える全ての女性や女の子です。女性や女の子が抱える様々な困難や悩みに対応できるようにした上で、ひとり親やDV被害者など当該女性・女の子の属性に応じた支援に繋げるように工夫が必要です。

2 本事業の対象事業について

既存事業への充当は不可能です。但し、現在行われているNPO等の取組が、地方公共団体の事業としては行われていない場合（別途、国庫等による助成等がない）、NPO等にとっては、これまでは独自財源で行ってきた取組なので、本事業の対象になり得ます。

3 いわゆる「生理の貧困」による、生理用品の供給について

困難や不安を抱える女性や女の子の相談支援の充実の一環として行われるならば、提供場所の制約は特にありません。ただし、生理用品の提供だけでは事業の目的に適うとは言えません。

4 生活必需品・食料品の配布について

事業目的に適うことが、合理的に説明できる生活必需品については、相談支援の充実化の一環として、配布が可能です。

食料品についても生活必需品と同様ですが、食料の確保は女性特有の問題ではないので、例えば、相談時における、菓子類やお茶類の提供を想定しています。

5 生理用品の供給に係る事業費

生理用品の提供は、事業目的を達成するための一環として可能としており、生理用品の提供が大宗を占めることは事業目的に適いません。

6 ピアサポート（仲間同士の支え合い）の提供について

オンラインでも構いません。

事業内容については、「みやぎの女性つながりサポート型支援事業業務仕様書」を御覧下さい。